

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり

基本計画

【抜粋】

令和2年3月

島根県

(令和4年3月 一部改定)

(令和4年●月 一部改定)

目次

第1章 計画の基本的考え方

| | | |
|-----|---------|---|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 計画の期間 | 1 |
| 第3節 | 進行管理 | 2 |

第2章 現状と課題

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1節 | 県内の犯罪情勢 | 3 |
| 1 | 刑法犯認知件数及び検挙率、犯罪発生率の推移 | 3 |
| 2 | 刑法犯認知件数の内訳 | 5 |
| 3 | 犯罪の地域別発生状況 | 6 |
| 4 | 特殊詐欺被害の状況 | 7 |
| 5 | 子ども・女性に対する声かけ・つきまとい事案の発生状況 | 10 |
| 6 | 被害時の施錠の状況 | 14 |
| 7 | 県民意識の概要 | 15 |
| 8 | まとめ | 22 |
| 第2節 | 県内の防犯活動の状況 | 23 |
| 1 | 防犯ボランティアの活動状況 | 23 |
| 2 | 事業者等による活動状況 | 24 |
| 第3節 | 犯罪被害者等に対する支援の情勢 | 25 |

第3章 計画の目的及び数値目標

| | | |
|-----|---------|----|
| 第1節 | 計画の目的 | 26 |
| 第2節 | 数値目標の設定 | 26 |

第4章 施策の推進方向

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1節 | 施策の基本的方向 | 27 |
| 1 | 県民等による自主的な活動の推進 | 27 |
| 2 | 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保 | 27 |
| 3 | 道路、住宅等における防犯への配慮 | 27 |
| 4 | 事業活動における防犯への配慮 | 27 |
| 5 | 犯罪被害者等への支援の推進 | 27 |

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| 6 | その他の安全安心まちづくりのための取組 | 27 |
| 第2節 | 重点取組 | 29 |
| 1 | 特殊詐欺被害の防止 | 29 |
| 2 | 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充 | 29 |
| 3 | 自主的な防犯環境整備の推進 | 29 |
| 4 | 犯罪被害者等支援の充実 | 29 |
| 第3節 | 施策体系 | 30 |
| 第4節 | 施策の内容 | 32 |
| 1 | 県民等による自主的な活動の推進 | 32 |
| (1) | 県民等の防犯意識の高揚 | 32 |
| (2) | 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進 | 33 |
| (3) | 特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成 | 34 |
| 2 | 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保 | 35 |
| (1) | 子どもの安全確保 | 35 |
| (2) | 女性の安全確保 | 37 |
| (3) | 高齢者、障がい者等の安全確保 | 38 |
| 3 | 道路、住宅等における防犯への配慮 | 38 |
| (1) | 道路等における防犯への配慮 | 38 |
| (2) | 住宅における防犯への配慮 | 39 |
| 4 | 事業活動における防犯への配慮 | 39 |
| (1) | 店舗等における防犯への配慮 | 39 |
| (2) | 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮 | 40 |
| 5 | 犯罪被害者等への支援の推進 | 40 |
| (1) | 損害回復・経済的支援等への取組 | 40 |
| (2) | 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | 41 |
| (3) | 刑事手続への関与拡充への取組 | 41 |
| (4) | 支援等のための体制整備への取組 | 42 |
| (5) | 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | 42 |
| 6 | その他の安全安心まちづくりのための取組 | 43 |
| (1) | 推進体制の充実・強化 | 43 |

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

島根県では、平成18年7月に、県民の身近なところで発生する犯罪や子ども・高齢者の犯罪被害の増加などの背景から、県民が安心して暮らし、観光旅行者等が安心して滞在することができる地域社会を実現するため、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年7月14日条例第42号。以下「まちづくり条例」という。）を制定しました。

このまちづくり条例の第10条の規定に基づき、これまで、平成18年12月、平成21年3月、平成24年3月、平成28年3月の4期にわたり、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、島根県の情勢は、県内の人口が減少するとともに、高齢化等に伴って防犯活動の担い手が減少する一方で、住民意識の多様化や外国人の増加等、地域社会の繋がりが変化してきています。

また、島根県の犯罪情勢は、刑法犯認知件数（※1）は減少傾向が続いている一方、平成21年に発生した女子大学生死体遺棄等事件（平成28年12月、被疑者を特定し検察庁へ事件送致済み）などの凶悪事件の発生、子どもや女性への声かけ・つきまとい事案の継続発生、架空請求詐欺をはじめとする特殊詐欺（※2）による被害の高止まりなどにより、県民の犯罪被害への不安感は依然として払拭できない状況です。

このため、県民等による、人口減少等をはじめとする県内の情勢に応じた自主的な活動など犯罪を未然に防ぐ継続的な取組が求められています。

第4期基本計画の期間満了に伴い、これまでの安全で安心なまちづくりに関する施策の取組や今日の社会の変化・犯罪情勢を踏まえ、第5期基本計画を策定しました。

さらに、犯罪被害者等支援の更なる充実化を図るため、令和4年3月、第5期基本計画の一部を改定しました。

この度、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民等の役割を明らかにした上で施策を推進するため、島根県犯罪被害者等支援条例（令和4年●月●日条例第●号。以下「支援条例」という。）を制定しました。

なお、この基本計画を支援条例第9条の規定に基づく支援計画として位置づけることとします。

第2節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3節 進行管理

計画目標の達成に向けて、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」(※3)及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」(※4)の開催等を通じて関係部局や地域活動団体・事業所等との連携を図りながら諸施策を推進します。

また、犯罪被害者等支援に関する施策については、「島根県被害者支援連絡協議会」(※5)の開催等を通じて関係部局や関係団体等との連携を図りながら推進します。なお、毎年度施策の具体的な実施状況等を取りまとめ、その結果を県ホームページで公表します。

第4章 施策の推進方向

第1節 施策の基本的方向

県民はもとより、観光客などの滞在者も含め、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、現状と課題を踏まえ、次の6つの方向により、総合的な施策の推進を図ります。

1 県民等による自主的な活動の推進

「自分たちの安全は自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という県民の防犯意識向上のための啓発を図るとともに、地域における自主的な防犯活動の継続や活性化、それぞれの活動が地域で連携を深めていくための取組を推進します。

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

子どもや女性等の防犯上配慮を要する人について、被害防止等の取組を進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体で子どもや女性等を見守る活動を推進します。

また、高齢者や障がい者等消費生活上特に配慮を要する者が悪質商法や特殊詐欺の被害に遭わないよう地域見守りネットワーク（※17）づくりを推進します。

3 道路、住宅等における防犯への配慮

日常生活の中から犯罪の機会を減少させるためには、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、道路、公園、住宅等について、防犯に関する指針を踏まえた構造や設備等の普及を推進します。

4 事業活動における防犯への配慮

強盗や万引き等の犯罪被害の対象となりやすい金融機関、深夜営業店舗、大規模小売店舗等について防犯に関する指針を踏まえた施設や設備の普及を推進します。

5 犯罪被害者等への支援の推進

犯罪被害者等の抱える課題の解決に向けた支援と、途切れない支援につなげるための関係機関等との連携、さらに犯罪被害者等の心情等に対する県民の理解、**二次被害（※18）防止への配慮を深めることへの促進を図り、犯罪被害者等のための施策の充実を図ります。**

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

県民総ぐるみで安全安心まちづくりの取組を推進するため、県民等及び行政一

体となって施策の総合的な推進を図ります。

第2節 重点取組

第1期の基本計画策定からこれまでの間、『県民等による自主的な活動の推進』を基本として各施策に取り組んできた結果、刑法犯認知件数の大幅な減少や活発な防犯ボランティア活動の継続など多くの成果があがっています。

第5期の基本計画では、社会情勢や犯罪情勢の変化、犯罪被害者等支援の現状に加え、県民意識の概要を踏まえたうえで、各施策に取り組むこととし、中でも喫緊の課題に対応するため、以下の4つを重点項目として取り組みます。

1 特殊詐欺被害の防止

特殊詐欺による被害は、全国的にも大きな被害が発生しており、県内においても、高齢者をはじめ、幅広い世代で被害が増加するなど、平成24年以降連続で被害額が年間1億円を超えています。

このため、高齢者をはじめ、幅広い世代を対象として、個別訪問等による確実に伝わる広報や被害発生時の迅速な情報提供、また、出前講座や研修会による効果的な啓発などに関係機関が一層連携して取り組みます。

2 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充

行政や警察、医療・福祉などの様々な関係者を構成員とする「地域見守りネットワーク」を構築して、高齢者等の見守り活動を行い、特殊詐欺や悪質商法等からの被害の未然防止に取り組みます。

加えて、防犯活動の担い手不足を解消するため、防犯ボランティア活動や子ども・女性みまもり運動に参加する団体・事業者の増加、防犯活動を行う後継者育成に向けた取組をこれまで以上に推進するとともに、ボランティアの活動がより効果的に行われるよう不審者情報等のタイムリーな提供などに取り組みます。

3 自主的な防犯環境整備の推進

未だに過半数の県民が何らかの犯罪被害に遭う不安感を抱いており、防犯カメラや防犯灯等の防犯環境整備について、大きな期待を寄せています。

防犯カメラは、犯罪で最も多い万引き事件を未然に防止することにも効果があるため、これまで以上に自治会や事業者等と連携・協働した自主防犯環境整備の促進に取り組みます。

4 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等は直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調や経済的な損失などのいわゆる「二次被害」や、更なる被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、又は軽減し、生活を再建していくために、様々な関係機関が連携し、経済的支援や精神的負担の軽減に取り組みます。

第3節 施策体系

4 事業活動における防犯への配慮

| | | | |
|-----|-----------------------|---|----------------------------|
| (1) | 店舗等における防犯への配慮 | ア | 防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進【重点】 |
| | | イ | 金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備 |
| | | ウ | 深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備 |
| | | エ | 大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備 |
| | | オ | 防犯に関する指針の普及等 |
| (2) | 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮 | ア | 自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進 |
| | | イ | 自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等 |

5 犯罪被害者等への支援の推進

| | | | |
|-----|-----------------------|---|-----------------------|
| (1) | 損害回復・経済的支援等への取組 | ア | 損害賠償請求等に関する周知 |
| | | イ | 経済的負担の軽減【重点】 |
| | | ウ | 居住の安定 |
| | | エ | 雇用の安定 |
| (2) | 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | ア | 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 |
| | | イ | 安全の確保 |
| | | ウ | 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 |
| (3) | 刑事手続への関与拡充への取組 | ア | 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等 |
| (4) | 支援等のための体制整備への取組 | ア | 関係機関・団体との連携推進【重点】 |
| | | イ | 民間団体に対する支援 |
| | | ウ | 相談窓口の充実・周知【重点】 |
| (5) | 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | ア | 各種媒体を活用した広報・啓発 |
| | | イ | 犯罪被害者週間における広報・啓発 |
| | | ウ | 講演会等の開催 |

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

| | | | |
|-----|------------|---|---------------------------|
| (1) | 推進体制の充実・強化 | ア | 計画の推進と進行管理 |
| | | イ | 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携 |
| | | ウ | 被害者支援連絡協議会との連携 |

第4節 施策の内容

(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮

| 施策内容 | 事業内容 | 実施担当課 |
|---------------------------|---|---------|
| 自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進 | 自動車等の犯罪防止装置や用具の普及を推進するほか、自転車盗被害防止の啓発と被害回復を図るため、自転車商組合や事業者と連携して、オートバイ・自転車への防犯登録を推進します。 | 生活安全企画課 |
| 自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等 | 自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及を促進するほか、事業者に対し、犯罪情勢や防犯対策についての情報提供などを行います。 | 生活安全企画課 |

5 犯罪被害者等への支援の推進

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

| 施策内容 | 事業内容 | 実施担当課 |
|---------------|--|----------------------------|
| 損害賠償請求等に関する周知 | 損害賠償請求制度（※46）、その他犯罪被害者等の支援のための制度の周知を図り、助言を行うなど、被害回復を支援する取組を進めます。 | 環境生活総務課 青少年家庭課 広報県民課 |
| 経済的負担の軽減 | 犯罪被害給付制度（※47）及び司法解剖遺体の搬送等に係る給付制度による給付金の支給、診断書料及び初診料等に要する経費の負担軽減により犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。 また、ワンストップ支援センターにおいて、緊急に産婦人科医療の必要な性犯罪被害者に対し、初回の処置に係る費用、性感染症にかかる検査に係る費用、緊急避妊に係る費用、人工妊娠中絶にかかる費用の公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ります。 | 青少年家庭課 広報県民課 |
| | 見舞金制度（※48）（遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金）による見舞金の支給により、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。 | 環境生活総務課 |
| ウ 居住の安定 | 自宅が事件現場となるなど、犯罪被害者等が居住困難となった場合に、一時避難場所としてのホテル等宿泊施設を確保し、犯罪被害者等の被害直後の居住の安定を図ります。 | 広報県民課 |
| | 犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等（※49）を実施します。 | 建築住宅課 |
| エ 雇用の安定 | 労働相談窓口を設け、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関する相談に対応するとともに、個別労働関係紛争解決制度の周知を図ります。 | 雇用政策課 |
| | 県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び二次被害の防止等を図ります。 | 環境生活総務課 |

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

| 施策内容 | 事業内容 | 実施担当課 |
|---------------------|--|----------------------------|
| 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。 また、ワンストップ支援センターにおいて性犯罪被害者に対するカウンセリングを行います。 | 青少年家庭課 広報県民課 |
| | スクールカウンセラー（※50）やスクールソーシャルワーカー（※51）を活用し、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを行うとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。 | 教育指導課 |
| | 心の健康相談において、犯罪被害者等が抱える心の悩みや不調に関する相談に対応します。 | 障がい福祉課 |
| イ 安全の確保 | 犯罪被害者等の氏名の公表に当たってはプライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して適切な発表内容となるように配慮します。 | 環境生活総務課 広報県民課 |
| | 被害者支援専用携帯電話及び緊急通報装置の貸出しなどにより、犯罪被害者等の安全確保に努めます。 | 広報県民課 |
| | 女性相談センター、児童相談所において、被害者の個々の状況と必要性に応じ、一時保護についての情報提供や適切な期間の一時保護を行うなど、危険からの回避、安全の確保に努めます。 | 青少年家庭課 |
| | 配偶者等からの暴力事案被害者や児童虐待の被害児童等の安全を確保するため、警察、女性相談センター、児童相談所、学校等関係機関において連携を図り、再被害（※52）の防止に努めます。 | 青少年家庭課 少年女性対策課 教育指導課 |
| 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 | 犯罪被害者等に対応する職員に対する教育や、各種研修を充実させることにより、保護・捜査の過程における二次被害の防止・軽減を図ります。 | 青少年家庭課 広報県民課 |
| | 事情聴取においては、対応警察官、聴取場所、聴取方法等について、関係機関と連携し犯罪被害者等の心情に配慮した対応に努めます。 | 刑事企画課 少年女性対策課 |

(3) 刑事手続への関与拡充への取組

| 施策内容 | 事業内容 | 実施担当課 |
|-----------------------|--|------------------|
| 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等 | 犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、迅速・確実な受理に努めるとともに、有効な告訴について迅速・適切な対応に努めます。 | 刑事企画課 |
| | 「被害者の手引き」等の資料の配布などにより、刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供を行います。 | 環境生活総務課 広報県民課 |

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

(1) 推進体制の充実・強化

| 施策内容 | 事業内容 | 実施担当課 |
|-----------------------------|---|------------------|
| ア 計画の推進と進行管理 | 県の関係各課で構成する「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」により、施策の総合的な推進に向けた情報共有、連携強化を図り、基本計画の目標達成を目指します。 | 環境生活総務課 |
| イ 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携 | 県民等と一体となった安全安心まちづくりの取組を継続・強化していくため、関係団体、地域活動団体、事業者、行政からなる「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」により活動の連携を図ります。 | 環境生活総務課 |
| ウ 被害者支援連絡協議会との連携 | 犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進していくため、関係団体、行政からなる「島根県被害者支援連絡協議会」との連携を図ります。 | 環境生活総務課 広報県民課 |

資 料 編

用語解説

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|-----------------------------------|---|
| 1ページ | ※1 刑法犯認知件数 | <p>刑法犯認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数をいう。</p> <p>犯罪の発生を確認した件数であり、全国で発生したすべての犯罪件数（発生件数）ではない。</p> <p>全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を記録し、平成14年には約369万件に達したが、翌年から減少に転じており、島根県では、平成15年に9,217件と昭和26年以降最悪を記録したが、その後、減少傾向が続いている。</p> |
| | ※2 特殊詐欺 | <p>「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証詐欺」「還付金等詐欺」の4類型を『振り込め詐欺』といい、「金融商品等取引」「ギャンブル必勝情報」「異性交際あっせん」「その他」を名目とする4類型を『振り込め詐欺以外の特殊詐欺』と称しており、この8類型の詐欺を総称して【特殊詐欺】という。</p> <p>令和2年1月から下記のように変更となっています。</p> <p>「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型を総称して特殊詐欺という。</p> |
| 2ページ | ※3 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議 | <p>「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づく、安全安心まちづくりの総合的な推進を図るため設置された、県の知事部局、教育庁、警察本部の関係31課で構成する組織のこと。</p> |
| | ※4 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 | <p>地域活動団体、事業者、県、市町村が相互に連携し、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的に、平成19年2月に設立された、県内の安全安心まちづくりに関係する事業者や団体、行政など86団体（令和元年12月末現在）で構成する組織のこと。</p> |
| | 〔抜粋版 2ページ〕 ※5 島根県被害者支援連絡協議会 | <p>犯罪被害者等が置かれている現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携によって、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的に、平成10年10月に設立された組織のこと。</p> |
| 4ページ | ※6 犯罪発生率 | <p>県内人口千人あたりの刑法犯認知件数を各年ごとに算出したもの（端数四捨五入）。</p> <p>人口の多少に左右されず、多地域間の犯罪の発生しやすさが比較可能な数値のこと。</p> |
| 9ページ | ※7 悪質商法 | <p>消費者を巧妙な方法で騙したり、困惑させ高額な値段で様々な商品を購入させ、またはサービス等の契約を締結させたりするもので、その種類は多岐にわたっている。</p> |
| | ※8 オレオレ詐欺等対策プラン | <p>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として、令和元年6月25日、「犯罪対策閣僚会議」において決定したプランのこと。</p> |

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|-------------------------|--|
| 13ページ | ※9 防犯ボランティア団体 | 地域の安全は地域で守るという認識のもと、PTA、老人クラブ、公民館等による子どもの見守り、防犯パトロール、清掃、落書き対策、青少年健全育成などの自主的なボランティア活動をする団体のこと。 |
| | ※10 登下校防犯プラン | 平成30年5月、新潟県新潟市において、下校中の女子児童が殺害された事件を受け、登下校における子供の安全を確保し、同種事案の再発を防止するため、同年6月22日に「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定したプランのこと。 |
| 15ページ | ※11 しまねwebモニター | 県民の意見を迅速に県政に反映させるため、あらかじめ登録したモニターが、インターネットを使ってアンケートに答える制度のこと。 モニターは、年10回程度、県政の課題など特定のテーマについて、ホームページ上で実施するアンケートにパソコンから回答する。 |
| 19ページ | ※12 県政世論調査 | 県民の意識を把握し、今後の県政推進のための基礎資料とするため、年1回、県内在住の男女に、特定のテーマについてアンケートを行う調査のこと。 |
| 20ページ | ※13 体感治安 | 人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の情勢をいう。統計数値（刑法犯認知件数や検挙率など）で表される治安の情勢である「指数治安」に対比される。 |
| 24ページ | ※14 子ども・女性みまもり運動 | 県内の事業所や団体による子どもや女性の安全安心を確保するための自主的な取組を日常生活にあわせて行う運動のこと。 |
| 25ページ | ※15 性犯罪被害者のワンストップ支援センター | 性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とする。 |
| | ※16 犯罪被害者等早期援助団体 | 犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体を行い、具体的事業として、 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動 ・犯罪被害等に関する相談への対応 ・犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助 ・物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助 を行っています。 （警察庁ホームページより） |

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|---------------------------|--|
| 27ページ | ※17 地域見守りネットワーク | 高齢者等消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害（特殊詐欺、悪質商法等）を防ぐため、行政や警察、医療や福祉など様々な関係者が連携して見守り活動を行うネットワークのこと。 |
| | （抜粋版） 3ページ ※18 二次被害 | 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹（ひ）謗（ぼう）中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害のこと。 |
| 32ページ | ※19 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間 | 県では、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第12条に基づき、毎年10月11日から20日までの10日間を「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」と定めている。期間中、安全で安心なまちづくりについて、広く県民等の関心を高め、理解を深めるための広報や啓発活動を集中的に実施している。 |
| | ※20 重層的防犯ネットワーク | 犯罪被害に遭う不安を感じている人に対して、警察から安全安心に役立つ情報をいち早く提供したり、事件・事故が発生した場合に警察が通報や連絡を受け取ったりするため、個別の犯罪や被害対象者に応じて整備したメール、防災無線、ケーブルテレビなどの連絡網のこと。 |
| | ※21 みこびー安全メール | 特殊詐欺や子どもに対する声かけ事案等の不審者情報などを、島根県警察本部が電子メールにより発信するもので、県警ホームページ等からメール配信の登録を行うことができる。 |
| | ※22 不審者情報マップ | 声かけ・つきまとい事案等の発生状況を県警のホームページの地図上に表示し、注意喚起をうながすもの。 |
| | ※23 自動車関連犯罪防犯対策協議会 | 官民をあげて自動車の盗難対策に取り組むため、自動車の盗難防止に関係する国、県の行政機関4団体、事業者11団体から構成され、取組状況について協議する会議のこと。 |
| 33ページ | ※24 しまね防犯ネットワーク | 県内で安全安心まちづくり活動を行っている地域活動団体、自治会、事業者団体等の活動情報を県に登録する制度のこと。 登録された団体情報は県ホームページで公開し、情報を相互に共有するもの。 登録団体には、県が行う安全安心まちづくりに関する啓発資料等の情報を「しまね安全安心ネットメール」で配信している。 |
| | ※25 しまね安全安心ネットメール | しまね防犯ネットワークに登録を行った県内の団体等に対し、安全安心まちづくりに関する情報を島根県が配信するメールマガジンのこと。 |
| | ※26 防犯CSR活動 | 事業者等が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組をいい、近年、多くの事業者等が環境保全や社会福祉、防災などのCSR活動に積極的に取り組んでいる。 |
| 35ページ | ※27 子ども110番の家 | 子どもたちが「声かけ」や「つきまとい」など不安に感じる事案に対して、通学路周辺の民家、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などが緊急避難先として、避難してきた児童を保護するとともに、警察へ通報するなど、子どもの犯罪被害の未然防止を目的とした民間の協力拠点のこと。 |

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|----------------------------------|---|
| 35ページ | ※28 ながら見守り | 地域住民や事業者等が、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って地域の子どもの安全を見守る活動のこと。 |
| | ※29 相互連絡体制 | 児童生徒の安全確保及び健全育成を目的として、声かけやわいせつ行為等の事案、非行・問題行動など学校と警察が相互に連携して問題解決を図っていく必要のある事案について、相互に連絡を行う体制のこと。 |
| | ※30 学校警察連絡協議会 | 学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的として、各警察署単位に管内の小・中・高等学校・その他学校の長及び各生徒指導担当教諭並びに警察職員が、非行防止、被害防止についての協議を行う組織のこと。 |
| | ※31 放課後児童クラブ | 小学生が、放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、親の仕事が終わるまで預かり、学習や遊びを援助、世話する施設のこと。 |
| | ※32 児童館 | 児童福祉法第40条による児童福祉施設で、地域の子どもの健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、屋内型の児童館、屋外型の児童遊園がある。 |
| 36ページ | ※33 フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス) | インターネットのウェブページなどを一定の基準で判別し、悪質なサイトなどを見ることができないようにする、いわゆる閲覧制限をかけるサービスのこと。 |
| | ※34 有害情報 | 島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条に規定する、青少年がインターネットの利用により得られる情報で、その内容が、性的感情を著しく刺激するものや粗暴性・残虐性を著しく助長するもの、自殺・犯罪を誘発するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの。 |
| | ※35 島根県青少年の健全な育成に関する条例 | 全ての県民が、青少年に深い愛情と理解を持ち、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、有害な環境から保護することを目的として、昭和40年に制定された条例のこと。 |
| | ※36 青少年健全育成協力店 | スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、書店等、少年非行の多発が懸念される店舗等のうち、万引きや自転車盗等の非行をさせない環境づくりや少年を取り巻く有害環境浄化などを推進する店舗のこと。 |

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|--------------------|--|
| 36ページ | ※37 子ども・若者総合相談センター | 子ども・若者育成支援推進法に基づくもので、社会生活を営むうえで困難を有する子どもや若者に関する相談や必要な支援を行う機関として、自治体に設置されている。 県内では松江、出雲、浜田、益田、安来、大田、雲南、飯南の8市町に設置されており、それぞれの特色をもって運用が図られている。 そのため、名称は子ども・若者総合相談センターのほか、子ども若者支援センター、青少年支援センター、青少年サポートセンターなど、設置先によって異なっているものの基本的な役割は同一である。 |
| 37ページ | ※38 地域包括支援センター | 介護保険法に定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関のこと。 |
| | ※39 権利擁護事業 | 高齢者、障がい者等が尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、必要な支援を行うことを目的として実施する事業（養護者からの虐待防止・権利擁護、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等）のこと。 |
| 38ページ | ※40 相談支援事業者 | 障害者総合支援法に基づき、指定された事業者で、障がいのサービス等利用計画作成、障がい福祉サービスに係る相談及び調整等の支援を行う。 |
| | ※41 障がい福祉サービス事業者 | 居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、グループホーム、日中活動等の障がい者に対するサービスを提供する事業者のこと。 |
| 39ページ | ※42 防犯推進住宅制度 | 住宅に係る機関・団体が、住宅の設計、施工、改築等に際して、周辺の犯罪状況や、防犯に配慮した住宅の構造、設備等に関してアドバイスを実施し、施工後の住宅について、登録希望者の申請に基づいて診断を行い、防犯に優れた住宅と認められたものについて「防犯推進住宅」として登録する制度のこと。 |
| | ※43 防犯性能の高い建物部品 | 侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月に設置された国及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が、防犯性能試験の結果に基づき公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に記載された建物部品のこと。 |
| | ※44 住宅性能評価制度 | 平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度のこと。 国の定めた基準に従い、登録住宅性能評価機関が住宅の性能評価を行うもの。 |

| 掲載ページ | 用語 | 解説 |
|-------|----------------------|---|
| 39ページ | ※45 島根県大規模小売店舗立地審査会議 | 大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗設置者から提出された施設の配置や運営方法に関する届出事項を審査し、県の意見形成のために必要な協議を行う組織のこと。 県の環境政策課、廃棄物対策課、中小企業課、道路維持課、都市計画課、警察本部等で構成されている。 |
| 40ページ | ※46 損害賠償請求制度 | 犯罪によって被った損害について、加害者に対して損害賠償請求をすること。 民事訴訟、刑事和解、損害賠償命令制度などがある。 |
| | ※47 犯罪被害給付制度 | 故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡した被害者の遺族や身体に重傷病又は障害を負った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度のこと。 |
| | ※48 見舞金制度 | 殺人や強盗など故意の犯罪行為により死亡された被害者の遺族または重傷病を負った被害者が被害直後に直面する経済的な負担を軽減するため、遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金を支給する制度のこと。 |
| | 〔抜粋版〕 7ページ | ※49 優先入居等 |
| 41ページ | ※50 スクールカウンセラー | 小学校と中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーションを行う。 |
| | ※51 スクールソーシャルワーカー | 児童生徒や保護者から学校や家庭での悩みや心配なことなどの相談を受け、問題の改善・解消にむけた働きかけを行う。 |
| | 〔抜粋版〕 8ページ | ※52 再被害 |
| 42ページ | ※53 被害者支援ネットワーク | 犯罪被害者等の抱える具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うため、各警察署を単位として地域の関係機関・団体等で組織された連絡協議会のこと。 |
| | ※54 犯罪被害者週間 | 犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国、地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要であり、このため「犯罪被害者等基本計画」では、内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされた。 |